

池田町有施設における  
新型コロナウイルス感染症  
感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月18日

# 池田町

## はじめに

---

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月4日）」において、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成することなど、自主的な感染防止のための取り組みを進めるようにされたことを踏まえ、町有施設における具体的な対策を進めるため策定したものである。

池田町においては、国において示された「新しい生活様式」の実践例、および福井県が示す「県民行動指針」を踏まえつつ、基本的な考え方と具体的な取り組みについてこのガイドラインに定めることとする。

## 適用施設及び適用期間

---

本ガイドラインの適用施設は、指定管理者に管理運営を委託している施設以外の、全ての町有施設とする。

適用期間は令和2年5月18日から当面の間とする。ただし、貸館施設については、会議や打ち合わせを主に利用する場合には、5月18日から、健康増進を目的とした運動等に利用する場合には6月1日からとする。

## 利用者

---

当面の間、貸館施設の利用は、町民および町内の団体のみとする。また、高校生以下は当面の間、利用できない。

## 具体的な対策

---

### (1) 共通事項

基本的には、国の専門家会議の提言に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば人との接触を避け、対人距離を確保（2メートルを目安）することのほか、以下のものが挙げられる。

感染防止のための来館者の整理。

（密のならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限）

入口及び施設内の手指の消毒設備の設置。

マスクの着用（職員及び来館者に対する周知）。

施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応）。

施設の消毒。

### (2) 症状のある方の入場制限

新型コロナウイルスに関しては、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある人は入場しないように呼びかけることは、感染症対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することもできる。

なお、施設によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも必要である。

### (3) トイレにおける対策

不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、清拭消毒を行う。

トイレのふたを閉めて汚物を流すよう表示する。

共通のタオルは禁止。ペーパータオルを設置する。または個人のタオル等を利用するよう表示する。

#### (4) 休憩スペース

- 一度に休憩する人数を減らし、対面での会話をしない。
- 休憩スペースは常時換気するよう努める。
- 共有する物品（テーブルやいす等）は、定期的に消毒する。
- 職員等が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

#### (5) ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液のついたゴミが含まれていることを想定し、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんで手を洗う。

#### (6) 清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤、ハイブリッド機能水を用いる。
- 高頻度接触部位（受付カウンター、入口扉、テーブル、いす、ドアノブ、電気スイッチ、電話機、手すり）などについては、定期的に清拭消毒を実施する。
- こども園のように、手の触れる可能性のある床がある施設については、前項に準じて定期的に清拭消毒を実施する。

#### (7) 換気の徹底

- 施設内が換気の悪い密閉空間となることを避けるため、換気扇等の設備を適切に運転管理する。
- 窓やドアを定期的に開放して、室内換気に努める。

喫煙室の利用を制限する。

(8) 接触感染・飛沫感染の防止

電話やメールでの受付など、職員と来館者との接触機会を減らす。

カウンターや受付に透明アクリル板またはビニールシートなどを設置し、飛沫感染防止を行う。

職員等によるマスクの着用、こまめな手洗い・手指消毒の励行。

(9) 貸館施設における感染防止対策

施設の利用時間は原則2時間までとする。

不特定多数の利用の場合は、名簿に住所・氏名を記入する。

発熱その他感冒様症状を呈している場合は入館できない。

密にならない人数になるよう、利用人数を制限する。

口頭及び文書による利用申し込み時における3密回避の要請。

打合せや会議等は短時間で終了するように要請。

大声での会話、歌唱、応援等はしないよう要請。

接近した距離での会話は控えるよう要請。

軽スポーツ中のマスクの着用は利用者の判断によるもの(※)とするものの、受付、着替え、休憩等の軽スポーツを行っていない間はマスクを着用する。

(※) マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができない、熱中症の恐れがあること等に留意するとともに、適宜周知することに配慮すること。

利用者が所有する用具を持参してもらうなど、複数の利用者が施設備品を共用にしないように周知する。

やむを得ず施設備品を共用する場合は、こまめに消毒する。

混雑が予想される利用への自粛要請、または入退場における誘導整理要員確保の依頼。

酒類を提供する飲食を伴う会合については原則禁止。

- その他、飲食を伴う会合については、対面しない座席の配置、時間を限った利用の要請、利用者による終了時の机等の清拭消毒の実施を要請。
- 万が一感染が発生した場合に備え、利用者には名簿で来館者の確認を行う。

#### (10) 来館者に対する理解促進

感染拡大を防止する観点から、次の内容について来館者に対して協力を呼びかけ、理解を求める。

- 発熱その他感冒様症状を呈している場合は入館を自粛すること。
- 入館時にはマスクを着用すること。入館後に飲食等でマスクを外す際には、使用中のマスクを適切に管理すること。
- 消毒液が備え付けられている際には、手指を消毒すること。
- 咳エチケットを徹底すること。
- 紙を数える際に、指をなめるなどの感染懸念行為は行わないこと。
- 感染予防（職員等の対人距離の確保、飛沫対策等）の観点から、接客対応やサービス水準が従来とは異なるものになり得ること。

#### (11) 感染防止に関する理解促進に向けた情報発信

感染予防を進めるためには、生活様式の変化について職員等を含め、町民の理解が進むことが必要である。

このため、これまで述べた具体的な対策の中でも、特に以下のことについて町民に対する協力依頼とわかりやすい情報発信に取り組むことが必要となる。

##### ①対人距離の確保及び混雑緩和にかかる理解促進

- ・できるだけ2mを目安とする対人距離の確保
- ・混雑が予想される場合の施設利用者の制限

##### ②感染防止対策への理解促進

- ・マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底
  - ・発熱や感冒様症状での来館自粛
  - ・感染懸念行為の防止
- ③サービスの内容変化に対する理解促進
- ・接客対応やサービス水準の変化
  - ・飲食などを目的とした施設利用方法の制限

## おわりに

---

各施設においては、本ガイドラインで示した事項に基づいて感染防止対策を行うことにより効果が期待される。

また、様々な業界団体によって同様のガイドラインが策定されており、それらを参考に各施設において、日々創意工夫や見直しが行なわれ、感染者を出さないことが目標である。